

## 国東市公告

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和4年6月23日

国東市長 三河 明史



### 1. 業務概要

- (1) 業務名：令和4年度 鶴川商店街周辺拠点施設実施設計等業務
- (2) 納入場所：国東市役所活力創生課
- (3) 業務内容：別紙「令和4年度 鶴川商店街周辺拠点施設実施設計等業務仕様書」  
のとおり
- (4) 履行期間：契約締結の日から令和5年3月22日（水）まで

### 2. 参加資格

参加資格を有する者は、次の基準を全て満たす者とする。

(1) 法人等及びその代表者が、次のア～コのいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当する場合

イ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

ウ 国税及び地方税を滞納している場合

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

ケ 労働基準法ほか労働関係法令を遵守していない者

コ 役員（監査役又は監事を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいる法人等

・破産者で復権を得ていない者

・禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり又はその刑の執行を受け

ることがなくなった日から2年を経過しない者

・暴力団の構成員等

- (2) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (3) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とするものでないこと。
- (4) オフィスとしてのデザイン性・機能性を十分考慮した提案ができ、かつ今後の運営等に配慮した提案ができる者。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (6) 本プロポーザルへの参加者が、契約締結までの間に前各号の参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。
- (7) 受託前後を問わず、国東市との連絡調整が緊密にできること。

### 3. 担当部署（事務局）

国東市役所活力創生課地域支援係

〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地

【電話】0978-72-5175 【FAX】0978-72-5182

【E-Mail】sosei@city.kunisaki.lg.jp

### 4. 実施要領等の交付期間、方法

- (1) 交付期間 令和4年6月23日（木）から7月15日（金）午後5時まで
- (2) 交付方法 国東市ホームページ（<https://www.city.kunisaki.oita.jp/>）に掲載  
※印刷物の配布はしないので、ダウンロードすること。

### 5. プロポーザル参加申込書等の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和4年7月7日（水） 午後5時必着
- (2) 提出場所 担当部署に同じ
- (3) 提出方法 郵送または持参

### 6. その他

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- (3) 企画提案書の著作権は、参加者に帰属するものとするが、本案件のプロポーザル実施の報告等の業務の範囲内において必要と認める場合は、参加者の承諾なしに無償で提出書類の内容を使用できるものとする。
- (4) 完成した図面及び画像データは、国東市活力創生課にデータとして渡すものとし、原版及びデータの所有権及び著作権等、一切の権利は国東市に帰属するものとする。  
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、国東市は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (5) 詳細は、「令和4年度 鶴川商店街周辺拠点施設実施設計等業務に係る公募型プロポーザル実施要領」による。